

## 「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：就実大学薬学部

本評価実施年度：平成 26 年度

平成 31 年 1 月 18 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

## 「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

## 改善すべき点（１）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

- ２ カリキュラム編成
- ８ 成績評価・進級・学士課程修了認定

### （２）指摘事項

卒業要件単位の過半数を「選択必修科目」で充足する形になっており、薬学教育モデル・コアカリキュラムの重要な到達目標を修得せず卒業している実態があるため、主要科目を必修化することが必要である。

### （３）本評価時の状況

卒業要件単位の過半数を「選択必修科目」で充足する形になっており、実際、卒業単位 190 単位以上のうち「選択必修」科目が 111 単位を占めていた（資料 1）。従って、薬学教育モデル・コアカリキュラムの重要な到達目標の修得が困難な状態にあった。

### （４）本評価後の改善状況

平成 27 年度：2015（平成 27 年度）年度生より、卒業要件単位を 186 単位以上とし、専門教育科目（165 単位）のうちアドバンスト科目（8 単位）を除く 157 単位を全て必修科目とした（資料 2）。

平成 28 年度：平成 27 年度より主要科目を必修化している。

平成 29 年度：平成 27 年度より主要科目を必修化している。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 1：2014（平成 26 年度）年度履修要覧 45～48 ページ

資料 2：2015（平成 27 年度）年度履修要覧 43～46 ページ

## 検討所見

卒業要件単位の過半数が「選択必修科目」となっており、薬学教育モデル・コアカリキュラムの重要な到達目標を修得せず卒業している実態があることを改善するため、2015（平成 27）年度生より、卒業要件単位を 186 単位以上とし、専門教育科目（165 単位）のうちアドバンスト科目（8 単位）を除く 157 単位を全て必修科目とした。これによって、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

## 改善すべき点（２）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ２ カリキュラム編成

### （２）指摘事項

薬学共用試験ならびに薬剤師国家試験の合格を目指す教育にやや偏重しているの  
で、該当する演習科目と卒業研究との時間配分などに関わるカリキュラムを是正す  
ることが必要である。

### （３）本評価時の状況

薬学共用試験ならびに薬剤師国家試験のための対策講義が４年次後期１月より行  
い、研究室配属は４年次後期の２月に調整し、５年次４月からの卒業研究開始であ  
った。

### （４）本評価後の改善状況

平成 27 年度：カリキュラムを改定し、5,6 年次 5 単位の「卒業論文実習」から 4-6 年  
次 10 単位の「卒業特別研究」とした。なお改定カリキュラムは平成 27 年度新入生か  
ら適用されるため、研究室の配属を 4 年次に行い、4 年次から卒業研究を実施できる  
体制とした（資料 3）。

平成 28 年度：平成 28 年度も引き続き、研究室の配属を 4 年次 4 月のオリエンテーシ  
ョン期間に行い、4 年次から卒業研究を実施できる体制とした。

平成 29 年度：平成 29 年度も同様である。なお平成 30 年度には、平成 27 年度のカリ  
キュラム改定により、4 年次から正式に卒業特別研究が開始されている。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 3：2015（平成 27 年度）年度履修要覧 46 ページ

資料 4：2015（平成 27 年度）年度研究室配属学生名簿一覧 4 年

## 検討所見

薬学共用試験ならびに薬剤師国家試験の合格を目指す教育にやや偏重しているという問  
題点を改善するため、上記（４）の対応を行い、平成 27 年度入学生から卒業研究を 4-6 年  
次とする一方、27 年度から研究室の配属を 4 年次に行って卒業研究期間を延ばす対応が行  
われた。また、平成 27 年度の改訂カリキュラムによる「卒業特別研究」が平成 30 年度の 4  
年生から実施されており、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

### 改善すべき点（3）

#### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### 3 医療人教育の基本的内容

#### （2）指摘事項

ヒューマニズム教育・倫理教育における学習の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある。

#### （3）本評価時の状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関する授業・演習・実習の効果は、シラバスに明示された到達目標、成績評価の方法に基づいて、適切に評価している。各演習・実習あるいは講義後にレポート課題を課すことにより、形成的評価を行っている。

「教養対話演習」、「薬学対話演習」のSGDにおいては、ファシリテーターとして参加した教員が態度・技能の評価を行い、到達度を評価している。最終的な評価は、これらの各評価を元にシラバスに示されている到達目標に対する達成度を測ることで行っている。」としていた。しかし実際には、評価の対象はSGDへの貢献度やコミュニケーションスキルに偏っており、目標達成度を評価するための適切な指標を設定およびそれに基づく適切な評価ができていなかった。

#### （4）本評価後の改善状況

平成27年度：「薬学への招待」や「初年次ゼミナール」では、教員が授業回ごとに変わりながら評価に関わるため、実施可能なSGD評価法として、傾聴・共感を含む全体的ルーブリック基準を作成し、ガイダンス時に学生に公開した（資料5）。教員へも評価指標について事前に学部会議で説明し、実質的な評価をするよう依頼した。また、試行的に同じ基準による学生相互評価も実施した。「サイエンスコミュニケーション」では事前に評価基準に基づくルーブリック評価表について学生に事前に評価法を説明し、これに基づき、教員または学生相互で評価を行った（資料6）。「薬学対話演習」「応用薬学演習」では評価基準に基づくルーブリック評価表を作成し、学生に事前に評価法を説明した。担当教員による評価の他、学生相互のピア評価も実施した。また、医療面接では模擬患者と担当教員によるコミュニケーション能力の評価を行った（資料7）。

平成28年度：平成27年度に書かれているよう改善した。学生相互のピア評価は成績には加味していない。

平成29年度：「薬学への招待」や「初年次ゼミナール」では、教員が授業回ごとに変わりながら評価に関わるため、実施可能なSGD評価法として、傾聴・共感を含む全体

的ルーブリック基準を作成し、ガイダンス時に学生に公開した。教員へも評価指標について事前に学部会議で説明し、実質的な評価をするよう依頼した。また、試行的に同じ基準による学生相互評価も実施した。「サイエンスコミュニケーション」では評価基準となるルーブリック評価表を基に評価法を説明し、これに基づき、評価を行った。「薬学対話演習」「臨床コミュニケーション」では評価基準に基づく評価表を作成し、学生に事前に評価法を説明した。担当教員による評価の他、学生相互のピア評価も実施した。また、医療面接では模擬患者と担当教員によるコミュニケーション能力の評価を行った（資料8）。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料5：薬学への招待

資料6：サイエンスコミュニケーション

資料7：薬学対話演習

資料8：ヒューマニズム評価表まとめ

#### 検討所見

ヒューマニズム教育・倫理教育において、教育全体としての目標達成度を評価するための指標を設定した適切な評価が行われていないという問題点を改善するため、上記（4）の対応が行われた。

これらの改善に向けた対応は、個々の授業科目の目標到達度評価としては評価できるが、これらの科目の学習成果を総合してヒューマニズム教育・倫理教育全体としての目標達成度を評価するための指標の設定とそれに基づく評価が行われているとは言い難い。

したがって、本機構の指摘に対する改善が十分になされているとは判断できないので、指摘の趣旨を踏まえた改善を更に進めることが求められる。

## 改善すべき点（４）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ４ 薬学専門教育の内容

### （２）指摘事項

薬学教育モデル・コアカリキュラムで態度に属する到達目標の一部が講義科目のみに対応していること、モデル・コアカリキュラムA（２）医療行為に関わる心構え5）、同A（２）自己学習・生涯学習2）や、モデル・コアカリキュラムの倫理に関わる到達目標が「医療倫理学」に対応していないこと、地域薬局の役割の到達目標が「薬事関連法規」にしか対応していないことなど、モデル・コアカリキュラムの到達目標と科目との対応に不適切なものがみられるので、改訂することが必要である。

### （３）本評価時の状況

コアカリA（２）医療行為に関わる心構え5）、同A（２）自己学習・生涯学習2）や、コアカリの倫理に関わる到達目標が「医療倫理学」に対応していないこと、地域薬局の役割の到達目標が「薬事関係法規」にしか対応していないことなど、コアカリの到達目標と科目との対応に不適切なものがみられた。また、コアカリのC4、C5、C7に含まれる技能の到達目標に対応する教育の一部が座学の科目に対応していることや、「医療系薬学実習Ⅰ」の到達目標がすべて「・・・を理解する」となっていること、領域の記載がない到達目標が含まれていた。

### （４）本評価後の改善状況

平成27年度：「薬学教育モデル・コアカリキュラムで態度に属する到達目標の一部が講義科目のみに対応している」との指摘を受けて「医療系薬学実習Ⅰ」など就実大学薬学部 SYLLABUS 2015 の改訂を行った（資料9）。

平成29年度：医療行為に関する心構え5）など、倫理に関わる到達目標は「医療倫理学」に記載されている。また、地域薬局に関わる到達目標は、「薬局管理学」「薬剤師職能論」に記載されている（資料10）。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料9：就実大学薬学部 SYLLABUS 2015 218 ページ

資料10：就実大学薬学部 SYLLABUS 2017 119、120、236、241 ページ

### 検討所見

薬学教育モデル・コアカリキュラムで態度に属する到達目標の一部が講義科目のみに対応していることや、一部の科目で到達目標が適切な授業科目に対応していないなど、モデル・コアカリキュラムの到達目標と科目との対応に不適切なものがみられた問題点を改善するため、上記（４）の対応が行われた。対応の結果は、根拠資料9、10にあるシラバスの記載に内容によって確認できたので、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。



## 改善すべき点（５）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ５ 実務実習

### （２）指摘事項

「実務実習事前学習」の単位認定に関わる成績評価に薬学共用試験の結果を加味していることは不適切であるので、「実務実習事前学習」の成績評価方法を改訂することが必要である。

### （３）本評価時の状況

「就実大学薬学部 SYLLABUS 2014」213 ページに「実務実習事前学習」の〔成績評価の方法〕として「実習態度(50%)、レポート(20%)、実習試験(30%)を総合して評価する。実務実習事前学習関連講義を開講（24 コマ程度）するので必ず出席すること。この実習は実務実習に赴くために必要な共用試験の合格を前提とする。4 年次後期に実施される共用試験の結果を加味して実習単位を認定する。」と記述しており、「実務実習事前学習」の単位認定に関わる成績評価に薬学共用試験の結果を加味していた（資料 11）。

### （４）本評価後の改善状況

平成 27 年度：「実務実習事前学習」の単位認定に関わる成績評価に薬学共用試験の結果を加味していることは不適切であるとの指摘を受けて、就実大学薬学部 SYLLABUS 2015」220 ページに「実務実習事前学習」の〔成績評価の方法〕として「実務試験（50%）、筆記試験(50%)を総合して評価する。実務実習事前学習関連講義を開講（24 コマ程度）するので必ず出席すること。」とし、成績評価に薬学共用試験の結果を加味することを除いた（資料 12）。

平成 28 年度：平成 27 年度評価方法改訂済み。

平成 29 年度：平成 27 年度評価方法改訂済み。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 11：就実大学薬学部 SYLLABUS 2014 213 ページ

資料 12：就実大学薬学部 SYLLABUS 2015 220 ページ

#### 検討所見

この改善すべき点は「但し書き」で指摘したもので、下記の改善がすでに完了している。

(平成 28 年 10 月)

就実大学薬学部のシラバス 2015 において、「実務実習事前学習」の〔成績評価の方法〕として「実務試験(50%)、筆記試験(50%)を総合して評価する。実務実習事前学習関連講義を開講(24コマ程度)するので必ず出席すること。」と改定し、成績評価に薬学共用試験の結果を加味することを除いている。

## 改善すべき点（6）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 5 実務実習

### （2）指摘事項

事前学習全体についての目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある。

### （3）本評価時の状況

病院・薬局実習に先立って、大学内で調剤及び製剤、服薬指導などの薬剤師業務に必要な実習態度（50%）、レポート（20%）、実習試験（30%）を総合して評価していた（資料 11）。

### （4）本評価後の改善状況

平成 27 年度：「就実大学薬学部 SYLLABUS 2016」245 ページに「実務実習事前学習」の〔成績評価の方法〕として「観察記録やチェックリスト等を用いた態度評価（20%）と技能系評価（50%）およびペーパーテスト等を用いた知識系評価（30%）を総合して評価する」とし、知識、技能および態度の評価を個々に明記した（資料 13）。

平成 28 年度：実務実習事前学習テキストに 7 項目の一般目標（GIO）と到達目標（SBO）77 項目を明記し、調剤、注射剤、製剤、服薬指導、TDM の全ての領域で、予め学生に評価方法を知らせた上で、昨年同様、態度評価（20%）、技能系評価（50%）、ペーパーテスト等を用いた知識系評価（30%）を行った（資料 14）。

平成 29 年度：薬学実務実習ガイドライン（病棟実習の基本的流れ、薬局での望ましい参加・体験型臨床実習における学生の行動指針）を記載し、実務実習事前学習のオリエンテーションで成績評価法について説明するとともに、実習態度の詳細な評価法についても説明した（資料 15）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 11：就実大学薬学部 SYLLABUS 2014 213 ページ

資料 13：就実大学薬学部 SYLLABUS 2016 245 ページ

資料 14：実務実習事前学習テキスト

資料 15：薬学実務実習ガイドライン

#### 検討所見

事前学習全体についての目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づく評価が行われていないという問題点を改善するため、上記（４）の改善が行われた。

これらの改善内容は、個々の項目に対して態度評価と技能系評価および知識系評価の配分やそれらを総合した到達度評価を行うものとしては評価できる。

しかし、これらの評価が、事前学習で行われた教育について総合的な目標達成度を評価できる状態には至っていない。

したがって、本機構の指摘に対する改善が十分になされているとは判断できないので、指摘の趣旨を踏まえた改善を更に進めることが求められる。

## 改善すべき点（7）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 6 問題解決能力の醸成のための教育

### （2）指摘事項

「卒業論文実習」を行う期間として5年次と6年次前後を充てているが、国家試験準備教育の受講などで十分な時間が確保できていないとは言えないので、「卒業論文実習」を行う時間を増す必要がある。

### （3）本評価時の状況

薬学共用試験ならびに薬剤師国家試験のための対策講義が4年次後期1月より行い、研究室配属は4年次後期の2月に調整し、5年次4月からの卒業研究開始であった。

### （4）本評価後の改善状況

平成27年度：「卒業論文実習」を行う時間を増すために、研究室の配属を4年次4月のオリエンテーション期間に行い、4年次から卒業研究を実施できる体制とした（資料4）。

平成28年度：平成28年度も引き続き、研究室の配属を4年次4月のオリエンテーション期間に行い、4年次から卒業研究を実施できる体制とした。

平成29年度：平成29年度も同様である。なお平成30年度には、平成27年度のカリキュラム改定により、4年次から正式に卒業特別研究が開始されている（資料16）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料4：2015（平成27年度）年度研究室配属学生名簿一覧4年

資料16：2017（平成29年度）年度履修要覧 41～44ページ

## 検討所見

国家試験準備教育の受講などで「卒業論文実習」を行う十分な時間が確保できていない問題点を改善するため、平成27年度から4年次から卒業研究を実施できる体制とした。また、実施期間を正式に4-6年次とした新カリキュラムの「卒業特別研究」は平成30年度から始まっており、本機構の指摘に対する改善が進められていると判断できる。

## 改善すべき点（8）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 6 問題解決能力の醸成のための教育

### （2）指摘事項

「卒業論文実習」の評価に関わる「卒業研究発表会」を研究室単位の実事上の非公開で行うことや、指導教員からの評価報告提出期限が発表会以前に設定されている実態は不適切である。学部全体での発表会を開催して全教員の参加と質疑を義務づけ、発表会での評価を「卒業論文実習」の評価の基本にするなどの改善を早急に行うことが必要である。

### （3）本評価時の状況

研究成果について、学部主催の卒業研究発表会を通して研究室または研究グループ毎に公開しており、全学部学生・教職員が自由に参加できるよう、日程や発表題目を記した発表会案内を学部内に掲示していた。

### （4）本評価後の改善状況

平成 27 年度：「学部全体での発表会を開催して全教員の参加と質疑を義務づけ、発表会での評価を「卒業論文実習」の評価の基本にするなどの改善を早急に行うことが必要である」との指摘を受け、平成 27 年度より学部主催の研究成果報告会を開催し（資料 17）、卒業論文研究のルーブリック評価を試験的に行った。

平成 28 年度：平成 28 年度も学部主催の卒業論文発表会を卒業論文提出後に開催した。また、平成 28 年度はルーブリック評価を正式に行い（資料 18）、発表会後に評価報告期限を設け、卒業論文・発表会などの評価を基に単位認定を行った。

平成 29 年度：平成 29 年度も卒業論文提出・発表会を経て評価を行い、単位認定を行った（資料 19）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 17：卒業論文発表会ポスター

資料 18：卒業論文実習ルーブリック

資料 19：卒業論文実習関連スケジュール

#### 検討所見

「卒業論文実習」の評価に関わる「卒業研究発表会」を研究室単位の実事上の非公開で行い、指導教員からの評価報告提出期限が発表会以前に設定され、「卒業研究発表会」の評価が「卒業論文実習」の適切な評価になっていないという問題点を改善するため、上記（４）の対応が行われた。これにより、卒業論文発表会を卒業論文提出後に学部主催で開催し、全教員の参加と質疑を義務づけ、ルーブリック評価を行い、発表会後に評価報告期限を設けることになり、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

## 改善すべき点（9）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 6 問題解決能力の醸成のための教育

### （2）指摘事項

「卒業論文実習」を含めた問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価することが必要である。

### （3）本評価時の状況

評価当時、達成度を評価するための指標がなく、目標がどの程度達成されたのかが不明であった。これは、問題解決能力の醸成に向けた教育における評価方法及び評価指標が定められておらず、適切な評価が行われていなかったためである。また、問題解決能力の醸成に向けた教育のためには、どのような授業を行えばよいのかの理解が不十分であり、科目設定が不適切であった。新コアカリへ向けたカリキュラムの見直しを実施したが、SGD、PBL、TBL等の能動的学習を取り入れた学習科目や、実習科目における能動的学習の割合と対応する単位数の設定が不明確であった。

### （4）本評価後の改善状況

平成27年度：新コアカリ対応のために問題解決能力の醸成に向けた卒業論文実習及び対応する科目の内容を見なおした。卒業論文実習の対応状況は、指摘（7）、（8）を参照のこと（資料1）。実習では、「実習を通じた問題解決能力の醸成を図り、学生と教員のコミュニケーションにより信頼関係の構築を図る」とシラバスに記載し、授業態度で評価するようにしている。評価方法であるルーブリックを薬学部教員のFD研修で行い、対応できる科目から徐々に導入し始めた。しかし、評価指標については、検討が不十分である。問題解決能力の醸成にかかる態度の評価は、学部全体のカリキュラムマップ・カリキュラムツリーを再検討する。具体的な改善内容は、個別の科目ごとに担当教員と協議し、段階を踏んだ改善を図る。

平成29年度：評価方法となるルーブリックについて薬学部FD研修会で学び、対応できる科目から導入した。卒業論文実習における問題解決能力の評価はルーブリックの評価項目に「問題の設定と分析」を設定し、それに沿って行った（資料20）。ヒューマニズム教育においても「初年次ゼミナール」「サイエンスコミュニケーション」「薬学対話演習」「臨床コミュニケーション」などの演習科目もルーブリックや評価表に従い評価している。（資料8）。実習科目では、「実習を通じた問題解決能力の醸成を図り、学生と教員のコミュニケーションにより信頼関係の構築を図る」とシラバスに記



載している。各実習で課題を設定し、ルーブリックや評価表を作成している（資料21）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料20：卒業論文実習評価

資料8：ヒューマニズム評価表まとめ

資料21：実習評価まとめ

#### 検討所見

「卒業論文実習」を含めた問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づく適切な評価を行っていなかったという問題点を改善するため、上記（4）の対応が行われた。

これらの対応によって、個々の科目における問題解決能力の向上に関する到達度の評価に関する改善がなされることは認められるが、問題解決能力の醸成に向けた教育について総合的な目標達成度を評価できる段階に達しているとは言えない。

したがって、本機構の指摘に対する改善が十分になされているとは判断できないので、指摘の趣旨を踏まえた改善を更に進めることが求められる。

## 改善すべき点（10）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

### （2）指摘事項

個々の科目について、成績評価の方法と評価基準を明確にかつ具体的にシラバスに記載することが必要である。

### （3）本評価時の状況

個々の科目について、成績評価の方法についてシラバスに記載していたが、評価基準については記載されていなかった。

### （4）本評価後の改善状況

平成27年度：項目別の配点の追加や、一部の科目にてルーブリック評価の導入、評価基準の学生への配布を行った（資料22、23）。

平成28年度：卒業論文実習におけるルーブリック評価の学生への伝達及び評価への正式導入や、一部科目でシラバスへのルーブリック評価導入の記載を行うなど、評価基準をより明確にした（資料24）。

平成29年度：引き続きシラバスへのルーブリック評価導入の記載、評価基準の学生配布など、一部科目で評価基準をより明確にした（資料25）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料22： 就実大学 SYLLABUS 2015 118、171 ページ

資料23： 学生配布ルーブリック（薬学への招待、初年次ゼミナール）

資料24： 卒業論文実習ルーブリック

資料25： 就実大学 SYLLABUS 2017 112～116、208 ページ

## 検討所見

個々の科目のシラバスで、成績評価の方法は記載していたが、評価基準を記載していなかったという問題点を改善するため、上記（4）の対応が行われ、平成27年度からシラバス項目別の配点の追加などの修正を行った。成績評価の方法と評価基準のシラバスへの明記については根拠資料によって確認できたので、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。